

小諸市動植物の保護に関する条例【概要】

条例の目的

この条例は、市内に生息する動植物が市の優れた自然環境を象徴する貴重な存在であり、動植物との共存が市民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、自然環境の保全を図るとともに動植物を保護する意識を高め、もって将来の世代に継承することを目的とする。

市、市民、事業者の責務

- ・市の責務 動植物の保護のために必要な施策を総合的に行うものとします。
- ・市民の責務 動植物を適正に保護するよう努めるとともに、市が実施する動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。
- ・事業者の責務 事業活動に当たって、動植物を適正に保護するよう必要な措置を行うとともに、市が実施する動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

保護動植物及び保護地区の指定

市長は、動植物を保護するために、保護動植物及び保護地区について環境審議会の意見を聞いたうえで指定することができます。（ただし、保護地区については所有者等の同意が必要です。）

1. 保護動植物 野生の動植物等であって、その保護又は、繁殖を図るために保護することが必要な動植物等
2. 保護地区 保護動植物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）、又は生育地であって、それらを保全し又は繁殖を図るために保護することが必要な地区

市長は、保護動植物又は保護地区を指定したときには、標識を設置することができます。

保護地区内での行為の届出

保護地区内で下記の行為を行おうとする者は、その行為に着手する30日前までに市長へ届け出をしなければなりません。ただし、通常管理行為や非常災害のための応急措置は除きます。

《届出が必要な行為》

1. 建物その他の工作物の新築、改築及び増築
2. 宅地の造成、土地の開墾、又は土地の形質の変更
3. 土石類の採取
4. 水面の埋め立て
5. 木竹の伐採

6. 河川、池沼の水位又は水量の増減を及ぼすこと
7. 樹木の生態に著しい影響を及ぼす恐れのある表土の採取
8. 樹木又は保護動植物の生態に著しい影響を及ぼす恐れのある薬剤の散布

市長は、届出のあった行為について、保護地区における動植物等の保護に支障をきたすと判断したときは、届出者に対し、行為の禁止、又は計画の変更等を行うよう指導することができます。

保護動植物の捕獲等の制限

下記の場合^{※1}を除き、何人も保護動植物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」といいます。）をしてはいけません。また、違反により捕獲等をされた保護動植物の所持及び取引をしてはいけません。

1. 法令に基づく場合
2. 学術研究又は繁殖の目的で捕獲する場合
3. 人の生命又は身体の保護に必要な場合
4. 人の財産の管理に必要最小限の行為を行う場合
5. その他、市長が特に必要と認めた場合

※1. 事前に行為の届出が必要。

中止命令

市長は、保護地区内で届出をせず、上記の行為を行った者、又は届出内容と異なる行為を行った者、及び市長の指導に従わなかったものに対して、その行為の中止及び原状回復を命ずる（以下「中止命令等」といいます。）ことができます。

公表

市長は、保護動植物を届出なく捕獲等した者及びそれを所持又は取引した者について、住所、氏名、違反の内容を公表することができます。

動植物保護活動団体の認定等

市長は、市内を中心に動植物の保護に資する活動を行う団体^{※2}を動植物保護活動団体として認定することができます。

※2. 団体の活動が営利目的でないこと。また、政治活動、選挙活動、宗教活動が主の目的でないこと。

罰則

保護動植物を許可なく捕獲等した者及び、それを所持又は取引した者及び中止命令に違反した場合は5万円以下の過料を科すこととしています。